

「一般社団法人日本手外科学会」
後援に際しての条件等に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、催しにおける「後援」の取り扱いに関して必要な事項を一般社団法人日本手外科学会が定めるものである。

(定義)

第2条 後援とは、その催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(基準)

第3条 本学会が催しを後援する場合には、次の(1)全てに該当し、かつ(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準とする。

(1) 承認することができる場合

- a) 主催者が日本手外科学会正会員または準会員であること
- b) 定款が定める本学会の目的に照らし必要と認められること
- c) 企画内容は次の3原則を守らなければならない
 - 1. 人に対する敬意を払う内容であること
 - 2. 人に危害を与えないこと
 - 3. 人に対する差別的な内容を含まないこと

(2) 承認できない場合

- a) 過度な主催者の宣伝や集客が目的で、少数者の利益のみが図られること
- b) 定款が定める本学会の目的に照らし、適当でないと認められること

(手続き)

第4条 (1) 主催者は、原則として実施3か月前までに、趣旨、企画内容、開催期間、開催場所等を記載した依頼申請書を日本手外科学会広報渉外委員会に提出しなければならない。

(2) 提出された申請書は広報渉外委員会で検討したのち、日本手外科学会理事会の審査、議決を経て、理事長が第3条の基準に則り、承認の可否を判断する。

(3) 広報渉外委員会は、理事長名により主催者に対し後援の可否を通知する。

(4) 広報渉外委員会理事は、その催しの後援可否の結果を理事会で報告する。

(承認後の変更)

第5条 後援承認後であっても、第3条(1)に反する事象が認められた場合、本学会は後援の決定を取り消すことができる。

附 則

本規定は 2022 年 4 月 5 日よりこれを施行する。